

# 福井県救急医療電話相談事業 公募型プロポーザル募集要領

## 1 目的

この要領は、公募型プロポーザル（企画提案）方式により、福井県救急医療電話相談事業における委託事業者を選定するに当たり必要な事項を定め、提案内容を総合的に評価した上で、最も優れた者を受託者として選定するものである。

## 2 業務概要

### (1) 委託業務名

福井県救急医療電話相談事業

### (2) 履行期間

令和6年10月1日 から 令和7年3月31日 まで

### (3) 業務内容

「福井県救急医療電話相談事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 提案上限額

金 34,294 千円（消費税および地方消費税を含む。）

## 3 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、福井県救急医療電話相談事業に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を受審する資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けた者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有する者（競争入札参加資格の申請中の者を含む。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 受審資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定

- する暴力団をいう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与している。
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 審査結果通知日までに、提案者が前記3参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- (3) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (4) 2案以上の企画提案をした場合（ただし、別途指示した場合を除く。）
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (10) その他著しく信義に反する行為があった場合

#### 5 提出書類

- (1) 受審資格認定申請に関する資料 各1部

企画提案書を提出しようとする者は、受審に当たり次のとおり資料を提出し、認定を受けなければならない。

- ① 受審資格認定申請書（様式1-1）
- ② 会社概要書（様式1-2）
- ③ 構成員調書（様式1-3）※ 共同事業体で参加する場合に限る。
- ④ 受審資格要件確認書（様式1-4）
- ⑤ 業務履行に関する確約書（様式1-5）
- ⑥ 納税確認（証明書）書（写し）（3か月以内に取得したもの）
  - ・ 福井県の県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書（県税事務所）
  - ・ 消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（税務署）

- ⑦ 代表法人および構成員全員の概要（パンフレット等で可）
- (2) 企画提案に関する資料 各12部（ただし、電子媒体のみ1部で可）
- ① 企画提案書（様式任意）※ 別紙「企画提案書作成要領」参照
- ② 経費見積書（#7119事業、#8000事業それぞれについて金額を明示すること。また、費目ごとの内訳も記載すること。）
- ③ ①および②を収録した電子媒体（PDF等汎用的なフォーマット）

## 6 提出方法等

### (1) 提出方法

持参または配達証明付き郵便によること。

### (2) 提出期限

#### ア 受審資格認定申請に関する資料

令和6年5月15日（水）17時まで（必着）

#### イ 企画提案に関する資料

令和6年5月30日（木）17時まで（必着）

※ 提出後における資料の追加および変更は認めない。

### (3) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県健康福祉部健康医療局 地域医療課 救急・災害医療グループ

電話：0776-20-0346（直通）

E-mail：[iryou@pref.fukui.lg.jp](mailto:iryou@pref.fukui.lg.jp)

## 7 質問の受付および回答

### (1) 本委託業務の受審資格に関する質問事項

令和6年5月10日（金）12時までに電子メールで様式2を提出すること。

○ 提出先：[iryou@pref.fukui.lg.jp](mailto:iryou@pref.fukui.lg.jp)

### (2) 受審資格に関する質問（上記(1)）への回答

令和6年5月13日（月）17時までに電子メールにより回答する。

### (3) 本委託業務に関する質問事項

令和6年5月22日（水）12時までに電子メールで様式3を提出すること。

○ 提出先：[iryou@pref.fukui.lg.jp](mailto:iryou@pref.fukui.lg.jp)

### (4) 本委託業務に関する質問（上記(3)）への回答

令和6年5月24日（金）17時までに電子メールにより、全ての受審資格認定者に対して一斉に行う。

## 8 受審資格の認定結果の通知

認定結果については、令和6年5月17日（金）までに受審資格認定申請書を提出した者に書面で通知する。

## 9 契約候補先の選定

### (1) 選定委員会の開催

選定委員会において提出された企画提案書等に基づき審査する。

### (2) 審査方法

参加者によるプレゼンテーションを実施した上で、審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を委託先候補者として選定する。また、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して委託先候補者としての適否を判断する。

選定審査の日時や詳細等については、受審資格認定結果の通知の際に併せて通知する。

### (3) 審査結果の通知

結果については、採否にかかわらず提案者全員に通知する。

なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

### (4) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

ア 選定されなかった提案者は、その理由について説明を求めることができる。希望する者は、上記(3)審査結果通知があった日から7日以内に説明を求める旨を記載した書面を企画提案書提出場所あて提出すること。

イ 県は、説明を求める提案者に対して、上記アの書面が提出された日から10日以内に書面により回答する。

## 10 スケジュール（再掲含む。）

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| ・ 参加申込期間        | 5月7日（火）～5月15日（水）17時   |
| ・ 受審認定に係る質問受付期間 | 5月7日（火）～5月10日（金）12時   |
| ・ 資格認定結果通知      | 5月17日（金）までに通知         |
| ・ 不認定に係る理由の開示   | 資格認定結果通知後～5月22日（水）12時 |
| ・ 企画提案に係る質問受付期間 | 資格認定結果通知後～5月22日（水）12時 |
| ・ 企画提案書提出締切     | 資格認定結果通知後～5月30日（木）17時 |
| ・ 審査委員会         | 6月上旬予定                |
| ・ 審査結果通知        | 6月中旬予定                |
| ・ 契約締結日         | 6月下旬予定                |

※ 上記日程は全て令和6年中に実施

## 11 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。

## 12 問合せ先

上記 6(3) (提出先) と同様